

## 資料 2-3-3

平成 25 年 9 月 17 日 風力部会資料

(仮称) 住田 ウィンドファーム事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

平成 25 年 6 月

エコ・パワー株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	1
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
(1) 開催日時 .....	3
(2) 開催場所 .....	3
(3) 来場者数 .....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解 .....	10

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日である平成25年3月28日（木）から平成25年4月30日（火）まで縦覧に供した。

#### （1）公告の日

平成25年3月28日（木）

#### （2）公告の方法

① 平成25年3月28日（木）付で、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。  
[別紙1参照]

・岩手日報（朝刊19面）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・自治体（岩手県）ホームページ及び当社ホームページへ掲載した。 [別紙2  
- 1～2-2参照]

#### （3）縦覧場所

自治体庁舎4箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

##### ① 自治体庁舎・公共施設

住田町役場	町づくり推進課	(気仙郡住田町世田米字川向96-1)
一関市役所	本庁 市民環境部生活環境課	(一関市竹山町7番2号)
一関市役所	大東支所 市民課	(一関市大東町大原字川内40番地)
奥州市役所	本庁 市民環境部生活環境課	(奥州市水沢区大手町一丁目1番地)

##### ② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。 [別紙2-3参照]

#### (4) 縦覧期間

平成25年3月28日（木）から平成25年4月30日（火）までとした。

各施設における閲覧は平日の9時から17時までとし、当社ホームページでは、さらに縦覧期間終了後も平成25年5月14日（火）まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

#### (5) 縦覧者数

総 数	5名（縦覧者記録用紙記載者数）	[別紙3参照]
・住田町役場	町づくり推進課	1名
・一関市役所	本庁 市民環境部 生活環境課	2名
・一関市役所	大東支所 市民課	2名
・奥州市役所	本庁 市民環境部 生活環境課	0名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告（お知らせ）と同時に行った。

### (1) 開催日時

平成25年4月23日（火） 18時00分～20時00分

### (2) 開催場所

住田町農林会館（住田町世田米字川向九六-五）

### (3) 来場者数

18名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

平成25年3月28日（木）から平成25年5月14日（火）まで  
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法 [別紙5参照]

- ① 説明会開催時に会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

### (3) 意見書の提出状況

意見書の提出は14通であった。

- ① 説明会開催時に会場に備え付けた意見書箱への投函  
来場者：18名 意見書：2通
- ② 当社への郵送による書面の提出  
意見書：12通

※意見書の提出が14通に対して、意見総数は67件となった。

日刊新聞紙に掲載した公告

- 平成25年3月28日(木) 掲載  
・ 岩手日報(朝刊)

「環境影響評価書」(以下「環境影響評価書」といいます)、「(仮称)住田ファインケミカルズ株式会社による環境影響評価方法書」を左記(以下「環境影響評価方法書」といいます)の範囲に供します。また、説明会開催及び意見書の提出方法も併せてお知らせします。

一、事業者の名称  
代表者の氏名  
事業所の所在地

エコ・パワー株式会社  
代表取締役社長 岡布兼定  
東京都葛西区大崎一丁目六番一号

二、対象事業の名称  
(仮称)住田ファインケミカルズ  
種類  
規模

風力発電機の台数最大五十五基  
風力発電機の出力最大十六万五千キロワット  
風力発電機の台数最大五十五基

三、対象事業実施区域  
岩手県気仙郡住田町田代田字鶴沢地内、  
他、奥州市江刺地区手地内、  
陸前高田市矢作町的場地内、  
環境影響を受ける範囲であると認められる地域

奥州市、一関市、陸前高田市

四、投資の場所、時間  
住田町役場 町へづら推進課、一関市役所、本庄市民課、生田原町役場、一関市役所、大東支所、市民課、奥州市役所、本庄市国賀課部、生活環境課  
(以上については土・日・祝日を除く午前九時から午後五時まで)  
建設は次のフェーズとして実施します。  
<http://www.eco-power.co.jp/assessment/outline.html>

期間 平成二十五年三月二十一日(木)から平成二十五年四月三十日(火)まで

五、概算費の提出  
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面(住所・氏名)、意見(意見の理由を含む)を、個人のうえ、説明会開催時の会場に持参するか郵送して下さい。提出して頂いたが、平成二十五年五月十四日(火)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください。(当面封印有効)。

六、問い合わせ先  
(住)田町世田米字川向九六一五)四月二十三日(火)十八時止

七、問い合わせ先  
エコ・パワー株式会社 環境開発部  
〒141-0031 東京都品川区大崎一丁目六番一号  
TEL 大崎ビルディング一階五階

電話 03(5458)4560 (延時) 広報

岩手県ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成 25 年 3 月 28 日 (木) 掲載

**岩手県** www.Prefecture.Web Site

トップページ 産業・雇用 農林水産業 医療・子育て・福祉 安全・安心 教育・文化 環境 社会資本・交通・情報 音声読み込み

[トップページ > サイト内検索結果](#)

[\(仮称\)住田ウインドファーム事業手続き状況](#)

ツイート [0] 評議會 [0]

**環境影響評価手続き状況**

事業の名称	(仮称)住田ウインドファーム事業
適用区分	法第1種
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力 最大105,000kW
事業の実施区域（予定地）	気仙郡住田町世田米子飼沢地内他 一関市大東町中川地内 陸前高田市矢作町的場地内 奥州市江刺区伊手地内
事業者の名称	エコ・パワー株式会社
環境影響評価手続き者	同上
方法書 提出	平成25年 3月27日
縦覧期間	平成25年 3月28日～平成25年 4月30日
住民等の意見書の提出期間	平成25年 3月28日～平成25年 5月14日 意見： 件
説明会	平成25年 4月23日
意見概要の提出	平成 年 月 日
技術審査会の審査	平成 年 月 日 (現地調査：平成 年 月 日)
知事意見の送付	平成 年 月 日
準備書 提出	平成 年 月 日
縦覧期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
住民等の意見書の提出期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 意見： 件
説明会	平成 年 月 日
意見概要の提出	平成 年 月 日
技術審査会の審査	平成 年 月 日
知事意見の送付	平成 年 月 日
評価書 提出	平成 年 月 日
縦覧期間	平成 年 月 日
備考	

[手続き状況へ戻る](#)

当社ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成25年3月28日(木) 掲載

2013年3月28日  
エコ・パワー株式会社

**(仮称)住田ウインドファーム事業 環境影響評価方法書の公表及び聴覧・説明会について**

「(仮称)住田ウインドファーム事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法第七条の規定に基づき公表します。

\*方法書は、2013年3月28日(木)～2013年4月30日(火)の期間中は閲覧が可能です。  
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

\*方法書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。  
個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、指示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

<方法書>

表紙・目次・第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

要約書

環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

<方法書の総旨>

総覧場所:住田町役場 町づくり推進課  
一関市役所 本庁 市民環境部 生活環境課  
一関市役所 大東支所 市民課  
奥州市役所 本庁 市民環境部 生活環境課

総覧期間:2013年3月28日(木)から2013年4月30日(火)  
\*土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

<方法書に係る説明会>

4月23日(火)18:00～20:00 住田町農林会館(住田町世田米字川向96-5)

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発部 広瀬 電話:03-5487-8560

方法書について、環境保全の見地からご意見のある方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、  
平成25年5月14日(火)までに〒141-0032 東京都品川区大崎1-5-1 TOC大崎ビルディング5F  
エコ・パワー株式会社 事業開発部 担当 広瀬までご郵送ください。

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

## 住田町役場 町づくり推進課 縦覧名簿

	お名前	ご住所
例	山田 太郎	○○市○○町
1	[REDACTED]	[REDACTED]
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

縦覧場所に用意した意見書（説明文書）

環境影響評価方法書への意見書の提出について

環境影響評価法第 8 条に基づき、方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面により意見書をご提出いただけます。

縦覧場所に備え付けの意見書様式、もしくは以下内容の記載事項を記入の上、下記送付先に郵送いただくか、説明会開催時の会場に備える意見書投函箱にご投函ください。

記載事項（意見書の例を別紙に添付いたします。）

- ① 意見書を提出される方のお名前およびご住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
- ② 方法書の名称（（仮称）住田ウインドファーム事業 環境影響評価方法書）
- ③ 環境の保全の見地からの意見およびその理由（日本語で記載してください。）

なお、意見書の提出期限は、2013 年 5 月 14 日（火）（郵送の場合は当日消印有効）です。

意見書送付先

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 T O C 大崎ビルディング 1 号棟  
エコ・パワー（株） 事業開発部内  
(仮称) 住田ウインドファーム事業 環境影響評価方法書 意見受付係

お問い合わせ先

エコ・パワー株式会社 事業開発部 広渡  
電話 03 (5487) 8560

縦覧場所に用意した意見書（様式）

「(仮称)住田ウインドファーム事業 環境影響評価方法書」に対する意見書

ご芳名

ご住所

ご連絡先(電話番号)

ご意見とその理由

意見書送付先：〒141-0032 東京都品川区大崎1・6-1 T.O.C大崎ビルディング1号棟

エコ・パワー（株） 事業開発部内

(仮称)住田ウインドファーム事業 環境影響評価方法書 意見受付係

意見書の提出期限：2013年5月14日（火）（郵送の場合は当日消印有効）

## 第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は14通、67件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

## 環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

### 1. 事業計画

No	意見の概要	当社の見解
1	環境アセス対象事業になっても巨大化が進むプロペラ方式では意味が無いと思います。日本は風車の形状、設置箇所などの国の機関を設置して研究する必要がある段階だと思われます。	本事業で想定される風力発電機による環境影響については、環境影響評価手続きにより評価されます。また、風力発電機に対する調査・研究につきましては、国や研究機関等に協力してまいります。
2	リニアコライダーとの接点があるのではないか。真相はわかりませんが、十分にあると思います。	「ILCを核とした東北の将来ビジョン」(ILC推進協議会)によると、建設候補地として北上山地が挙げられておりますが、本事業計画とは関係ありません。また今後調整が必要になった場合には対応してまいります。
3	反対します。 理由：住民への説明配慮がまざできていません。意見等以前にこの事業の存在を知らない地元住民が多くあります。しっかり説明期間をもうけて丁寧にして下さい。住民十分な説明もせず、いつのまにか進められていた、ということのないようにして下さい。良い面も悪い面も包み隠さず正しく分かり易く、丁寧に話してください。計画地点から離れていても当該地域の住民を集めて説明して下さい。計画者の立場ではなく、住民目線の説明をするべきです。今の進め方に強い不信感があります。	環境影響評価に関する公告縦覧については、手続きに従い実施させていただきます。また、ご指摘のとおり、地元地域・住民の皆様への説明は重要と考えておりますので、計画周辺の住民に対しては、必要に応じて別途事業計画の説明をしていきたいと考えております。
4	意見：事業説明を関係地区、関係自治体それぞれで行うこと。 理由：意見聴取を行う地域の設定が適切でなかったため設定地域外からクレームが生じた例、騒音の予測値の環境基準による評価のみに頼り、環境負荷の更なる回避・低減の努力を行わなかった結果、地元住民との調整がつかなかつた例等が挙げられる。	ご指摘のとおり、地元地域・住民の皆様への説明は重要と考えておりますので、計画周辺の住民に対しては、必要に応じて別途事業計画の説明をしていきたいと考えております。
5	再生可能エネルギーの活用は大切な問題であり、研究を進め普及を図るべきですが、環境への影響、騒音や低周波の問題など、技術的な面などからまだ研究不足です。このこととも関連して、提起されている場所での風力発電の設置について中止すべきです。	今後の環境影響評価の手続きにおきましては、その時々の最新の知見、技術を取り入れるとともに、適切な調査、予測・評価および環境保全措置の検討、事後調査計画の立案等をいたします。
6	立地選定段階で戦略的環境影響評価（SEA）を行い、悪影響が予想される場所では建設を避けるべきといわれています。	環境影響手続きを進める中で、環境影響を考慮して建設場所等の検討を進めてまいります。
7	意見：事業期間を示すこと 理由：本事業の事業期間が示されていないので、今後はつきり示すこと。なぜ事業期間を明示できないのか。事業期間が決まってないのに、どうやって予測・評価をやるのですか。事業完了後は元通りに復元するのか、あるいは期間を延長して発電事業を行うのか、現在の見通しを示すこと。	事業期間および事業終了後の対応に関しましては、環境影響評価準備書に記載いたします。また、事業を終了する際に、風力発電所施設を撤去することは当然のことと認識しております。
8	意見：事業規模について不確定なので意見が述べにくい。 理由：実際には何機の風車が建つことになるかわからないという説明であったが、それで意見を申し上げ難い面もある。ここでは最大の55機に近い数の風力発電機を設置するものとして意見を述べる。	事業規模については、現時点で想定される最大規模となっております。今後の環境影響評価手続きの中で環境影響を考慮しながら事業規模を検討致します。

9	<p>意見：事業目的を明示すること。</p> <p>理由：本事業の目的は風量発電施設を稼動させて事業が売電をして利益を得ることと理解されるが、方法書の目的にはそのように書かれていらない。企業活動なのだから利益の追求するのは当然のこと。正直に書いたほうが良い。</p>	ご指摘を踏まえまして、準備書におきましては「売電事業」であることを記載いたします。
10	<p>意見：示された CO<sub>2</sub> の削減効果は過大ではないか。発電量と CO<sub>2</sub> 削減効果とは必ずしも一致しない。</p> <p>理由：年間発電量と石油代替効果と CO<sub>2</sub> 削減効果が示されているが、説明会でもご説明いただいたとおり、発電量がそのまま CO<sub>2</sub> の削減につながるわけではない。方法書に記載された CO<sub>2</sub> 削減効果は、いわば見かけ上の削減効果というべき数字である。実際の運用で CO<sub>2</sub> 削減効果はどれくらいが見込まれ、それがどのような仮定において算出されるのか、電力会社とも相談してわかるように説明してほしい。設備利用率 25.4% と仮定しているが、実際の設備利用率を公表している風力発電施設は非常に少ないと言われている。貴社所有の施設での設備利用率などを公表していただき比較できれば、この数字の妥当性が客観的に見られると思う。風力発電でどれくらいの発電ができる、実際に火力発電所でどの程度燃料を節約できる、結果としてどれくらいの CO<sub>2</sub> を削減できるのか、ということを過大にならないように説明してほしい。</p>	CO <sub>2</sub> の削減効果につきましては、準備書において算出根拠等も含めて記載させて頂きます。
11	<p>意見：事業実施による CO<sub>2</sub> 排出量および森林・自然植生の喪失による CO<sub>2</sub> 吸収量の減少分について算出し、CO<sub>2</sub> を削減効果から差し引くこと。</p> <p>理由：事業実施にともなって、発電機の製造、施設の建設、アクセス道路の建設、森林または自然植生の消失により CO<sub>2</sub> の吸収量が将来にわたって喪失することを考慮すると、CO<sub>2</sub> 排出量は少なくない。改変面積がわかれば計算は難しくないが、事業年数を確定しないと計算できない。計算方法がわからなければ森林総研などに問い合わせるといい。試算ということになるが、発電量から CO<sub>2</sub> 削減効果だけを謳うのは一方的であり、いいことではない。</p>	森林・自然植生の喪失に伴う CO <sub>2</sub> 吸収量への影響についての考え方については準備書に記載します。
12	<p>意見：事業地の選定において環境省が示した候補地の選定についての考え方に対するお問い合わせです。</p> <p>理由：事業地の選定に当たっては、風況、アクセス道路の状況、自然公園等の指定の有無等から適地としたとのことだが、環境省の手引きでは鳥類の生息地等も考慮することを求めていた。以下、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（平成 23 年 1 月環境省自然環境局野生生物課）」（以下、環境省手引きと約す。）から引用すると、本事業地は上記の資料のうち、希少猛禽類の生息地（イヌワシ・クマタカ生息分布図）でイヌワシ、クマタカ双方の生息地とされており、事業地には不適地である。現時点での専門家の意見を仰いでいるのであれば、その見解を示すことが必要ではないか。</p>	希少猛禽類への影響については、今後の環境影響評価の手続きを通じて、検討してまいります。なお、方法書作成の段階では鳥類の専門家からの意見聴取は行っておりませんが、今後の手続きにおいては実施し、そのご意見と見解は準備書に反映いたします。

13	<p>意見：方法書作成以前の情報収集が不十分ではないか。      理由：4月23日の方法書の説明会では、今後風力発電の事業計画の検討をしていきたい、まだ検討の入り口段階、事業計画が定まりきった上での説明ではない。調査をやってみて事業が出来るかどうかを判断するという、事業の実施には消極的な説明があった。しかし、環境影響評価をやるとすればそれなりに多くの人が動かなければならない。すでに事業者はこうして方法書に対して意見を求め、多くの人が説明会に来て事業の行く末を案じている。事業地の近くに住んでいて、景観や騒音が心配な人も少なくない。一方、それをまったく知らない人もたくさんいる。これから調査に入れば多くの人に意見を求めなければ何も進まないし、調査がきちんと行われているかどうか、われわれ地域に住むものは見届ける義務もある。それなのにやるかやらないかわからないけど手続きだけは進めるというのは、無責任ではないかと思う。方法書作成以前に、もう少しいろんな人の意見を聞いてからここまで持ってくるのが筋ではないか。</p>	<p>今後の環境影響評価手続きの進捗による調査結果の関係者のご意見等を考慮し、事業計画が変化していく可能性がございますが、環境影響に配慮する為の変更となると考えております。      環境影響評価手続きによる公告縦覧や説明会の他に、計画地周辺の住民に対しては、別途事業計画の説明をしていきたいと考えております。</p>
14	<p>意見：事業終了後はどうするのか明示すること。      理由：環境省の報告書では事業終了後の撤去について、以下のような考え方を示しているので引用する。当該地は歴史的にも地学的にも意味のある景観を有していることを重要視する。しかし、改変した地形は元に戻すことはできない。</p>	<p>本事業を実施することによる地形への影響は調査結果を踏まえて予測評価致します。また、事業終了後に風力発電施設を撤去することは当然のことと認識しております。</p>

## 2. 環境全般

No	意見の概要	当社の見解
15	<p>山岳地域での大規模な風力発電は、工事に伴う現地の自然改変度が著しく、周辺の自然環境に対して重大な影響を与える事業であることから、実施すべきではありません。貴社の実績では今回のような山岳地域での例はわずかであり、「設置可能エリアの広さ」は、机上論であると言わざるを得ません。将来にわたる我が国の電力エネルギー供給を考慮に入れたとしても、事業導入に伴って失われる自然環境の価値を考えると、賛成できません。現状のエネルギー政策では、風力発電は原子力発電に代わる存在ではなく、補充するものとして電力供給を拡大する為の事業になります。原発は無くならず、新たな自然破壊が広がる結果となり、人間のエゴイズムが言葉を持たない野生動植物のいのちを脅かすのです。</p>	<p>全国的に山岳地域でも、数多くの大規模な風力発電所が建設されています。      本事業による環境影響については、本手続きにより評価していきたいと考えております。</p>
16	<p>ここには美しい植物があり、絶滅危惧種に指定された生き物が暮らしています。今の時代人間だけが得する暮らしから「全ての生き物が安心して暮らせる」ことを考えなくてはいけません。美しい自然を残すべきだと思います。ブナの素晴らしい巨木があります。美しい自然は人の心を育てます。一度壊せば元に戻すことは困難です。人工種による緑化・・とありますがバランスがくずれる可能性がありませんか？生態系への配慮をするというのなら場所がふさわしくありません。マザーツリーを切らないで下さい。</p>	<p>希少生物や樹林地などを含む自然環境の保全につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。      また、造成法面の緑化におきましては、土砂流出の防止効果と地域生態系への配慮を両立できる方法を検討してまいります。</p>
17	<p>一帯は良好な自然環境に恵まれており、「気仙沼」「北上川」に各々山の恵みをもたらしているものである。</p>	<p>自然環境の保全につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。</p>

18	「(仮称)住田ウインドファーム事業環境影響評価方法要約書」11ページ3.1自然的状況 水象状況この項目で付近の河川として「火の土川」「小股川」となっているが、今回の計画とどのように関連するのか教えて下さい。	地域の概況の整理につきましては、対象事業実施区域およびその周辺を広く整理しているものです。河川につきましても、対象事業実施区域の周辺に存在する河川を漏れなく整理しております、その中で、位置的に近い河川や規模の大きい河川の名称を列挙したものです。
19	経産省では、北海道や東北などの適地に風力発送電網を構築し、風力発電の導入を促進するという報道もありましたが、東北、北海道こそ貴重な自然環境がまだ残されている地域だといえます。震災と原発事故で大きく傷ついた東北の自然。回復再生に長期の努力を要する地でこれ以上の環境破壊はお断りです。	本事業による自然環境の保全につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
20	計画されている風力発電の「形状」および設置予定地が野生生物に与える影響は大きく、種の絶滅や多様性の減少に拍車を掛けることになるので反対します。クリーンエネルギーの名で多くの生き物が影響受けすることが予測され、エコロジーの精神に背いているといわざるを得ないので建設計画を中止して下さい。	本事業による自然環境の保全につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
21	森林、動植物などの自然破壊・悪影響 機械の設置や送電路の設置、機械など物品の搬送道路拡張や新設などのため、森林伐採、土地改变が必要であり、自然の大規模な破壊が進みます。また周辺には貴重な動植物が生息しており、工事により絶滅、破壊が考えられる。	本事業による自然環境の保全につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
22	風力発電そのものに、安定供給、損傷したときの廃棄物処理、自然破壊、低周波障害、バードストライク等色々な問題があると思います。岩手県の自然は後世に残していくかなくてはならない大切な財産です。一度壊してしまうと元に戻りません。こんなにたくさんの風力発電を作ったら大変なことになると思います。事業そのものに反対致します。	本事業による自然環境の保全につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
23	種山ヶ原は自然豊かなところです。是非風力発電をやめて欲しいと思います。希少な野生動物、鳥類、植物が多く、風車が建つことによりそれらに必ず影響ができる。美しい景観を残して欲しいと思いますし、それが壊されるのは心が痛みます。	自然環境や景観の保全につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
24	意見：総合的に見ても、環境、生態系、景観、いずれの影響も大きく、事業には賛成できません。 理由：種山ヶ原はとてもいいところですから、色も、風も、星も、森も動物も。ジオパーク構想のジオサイトとしても有望な場所ではないでしょうか。巨大な風車は景観を害します。	環境影響につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
25	意見：環境省の手引きや報告書を軽視している。 理由：すでにいくつか指摘しているが、環境省が出来る手引きや報告書で求められることを、必ずしも踏襲していない点が、方法書の中に見られるのは問題だと思う。住民の生活環境や、生物多様性などの保全に必要だから、環境省がこのような形で考え方を示しているものであり、出来るだけそれに即した環境影響評価にすべきではないか。	環境省が提示するガイドライン等につきまして、最新の研究知見や事例なども踏まえながら、環境影響評価に反映してまいります。

### 3. 生活環境

No	意見の概要	当社の見解
26	既存の風力発電地帯でのいわゆる「低周波被害」について真摯に受け止めるべきです。この問題は業界の一員としての責任も無視できないことと捉えるべきです。	騒音・超低周波音につきましては、最新の研究知見も踏まえ今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
27	風車から出る 20Hz 以下の超低周波被害が起こると言われている距離内に民家がかなりあることも気がかりです。牛の早産なども報告されているそうですが、超低周波が野生生物に与える影響など調査されているとは言えません。	騒音・超低周波音につきましては、最新の研究知見も踏まえ今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
28	騒音・低周波などによる人への被害 少なくとも半径 2km 程度から騒音や低周波、ストロボ効果（ブレードが太陽を横切るときにちらちらと影ができる現象）などによる人体への悪影響が指摘されている。【症例】睡眠障害、精神不安定、忘れ物、簡単な計算ができない、吐き気など。	騒音・超低周波音、ストロボ効果につきましては、最新の研究知見も踏まえ今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
29	発電機の形状の問題 計画されている発電機は、大型の「水平軸風車」であり、騒音の大きさや低周波の発生が指摘されている。発電機の小型化や垂直軸発電機への切り替など、研究がまだ不足ではないか。	騒音・超低周波音につきましては、今後の環境影響評価の手続きを通して検討を行ってまいります。
30	意見：シャドーフリッカーを予測・評価の項目からはずすべきではない。 理由：ブレードの影が回転して地上部に明暗が生じる現象（以下「シャドーフリッカー」という。）による影響についても予測・評価を行い、現象が及ぶ範囲の住民、事業所等に説明すること。項目のスクリーニングで予測項目から除外しているが、根拠がひとつの文献だけによっている。生活する者にも、一般の公衆にも非常に不快感をともなう重要な項目なので、影響が及ぶ範囲を予測し、明示することが必要ではないか。風力発電施設に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書（平成 23 年 6 月環境省総合環境政策局の記載も参考とすること。	ご指摘を踏まえ、シャドーフリッckerが周辺の住居に与える影響に関しては、念の為調査を実施し、その結果を準備書に記載することと致します。
31	意見：騒音について、予測・評価の際には、国内で発生している苦情の実情を考慮すること。また、予測・評価は最大出力で稼動している条件で行うこと。評価は環境基準に適合しているかどうかだけでなく、非稼働時との差を示すこと。 理由：対象事業実施区域から 1km～3km の範囲には陸前高田市矢作町、一関市大東町を含んでいる。100Hz までの低周波、及び 20Hz 以下の超低周波についても調査の対象となっているが、風力発電により発生する低周波の健康被害については因果関係が確立していないため、評価の方針が難しいのではないか。事業運用後に健康被害の訴えがあつても解決が難しくなる。今回の事業は風力発電機が 2000～3000kw、最大 55 機ときわめて大きく、発生する騒音、振動、低周波音は未知の部分も大きい。国内には 2 ～3km の距離でも騒音・振動・低周波音による健康被害を訴えている事例があることを鑑みれば、人家、宿泊施設から 3km 以内の立地に回避すべきである。人間生活に被害が出ている距離については、武田（2011）によれば、三重県青山高原で 1.2km～2km（発電機の出力 2000kw）、静岡県伊豆熱川で 500m～1km（同 1500km）であった。また、海外では 8.2km 以内で影響が及ぶ可能性があるとの音響学者の指摘がある（武田 2011 年著書より）。平地では少なくとも 2.4km、山間部では 3.2km 民家から離す必要	騒音の予測におきましては、ご指摘の環境省の報告書以降も調査・検討が進められており、その結果を踏まえた最新の知見を取り入れてまいります。具体的な手法は「平成 23 年度風力発電施設の騒音・低周波音に関する検討調査業務報告書第 5 章騒音評価手法の検討」を参考とします。予測につきましては、影響が最大となる条件下において実施します。

	<p>がある。これは最小限の距離である (Nina Pierpont 2009. Wind Turbine Syndrome. Santa Fe NM:K-Selected Books. Santa Fe.)。などと報告されている。環境省水・大気環境局大気生活環境室 記者発表資料「風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」について（お知らせ）」(2010年10月)によれば2010年4月1日時点稼働中の風力発電所を対象として、環境省水・大気環境局大気生活環境室が騒音・低周波音の苦情等についてのアンケート調査を実施したところ、回答があった389か所の風力発電所のうち、騒音・低周波音に関する苦情が寄せられたか、要望書が提出されたことがあるものは64か所(調査時点で苦情等が継続中のものが25か所、終結したものが39か所)であった。騒音・低周波音の予測は、各予測・評価地点において騒音・低周波音による環境影響が最大となると考えられる風況下について行われるべきである。また、騒音・低周波音の伝搬は地形や風況によって影響を受けると考えられていることから、地形・風況による影響についても考慮することが必要である。騒音の評価手法については、環境基準値以下であるにもかかわらず苦情等が発生しうることから、静穏な地域に設置する場合には、風力発電設備の設置により現況騒音からどの程度騒音が増加するかについても調査・予測を行い、その結果を住民等に示さないと、供用後に紛争になりかねない。風力発電設備からの騒音・低周波音の発生・伝搬や、これに対する人の聴覚反応等については、現時点で知見が十分に得られているとはいはず、風力発電設備が最大出力で稼動している時の影響を予測・評価の対象とすること。方法書第4章「9. 予測対象時期等」には「風力発電施設の稼動が定常となる時期とし、定格運転に達した状態を予測する。」とあるが、それに加えて、最大出力で稼動しているときの予測・評価もすること。</p>
--	---

#### 4. 動物・植物・生態系

No	意見の概要	当社の見解
32	津付ダム建設にかかる環境調査報告書でRDB、Aランクの植物が灌水域に生息しているのに記述がない、サクラマスもいないなど、環境調査及び周辺環境検討委員会を形骸化しているいわゆる専門家と言われる方々へ不審が残っています。	文献調査におきましては、公表されている資料として「津付ダム建設事業 環境影響評価の概要（岩手県 平成19年3月）」を参考としています。今後、準備書の手続きまでの間に、現地調査およびより詳細な文献調査、関係機関へのヒアリングを行い、現地の生息種の把握に取り組んで参ります。 また、本事業は、経済産業省の環境審査顧問会風力部会と岩手県の環境影響評価技術審査会の審査を受けるものであり、その審査の経過についても公表されることとなっております。
33	鳥類が不十分で現地調査を十分にすること、もし希少鳥類に影響があると推測される場合は建設しないこと。文献調査が不十分である。渡り鳥の調査も不十分である。猛禽類の生息分布図は古いデータである(20年以上前のデータ)。当該地域ではイヌワシの生息やクマタカ等も観察されている。	方法書における文献調査につきましては、基本的に公表されている資料等を対象として実施しております。今後、現地調査および、関係機関へのヒアリング等を行い、現地における鳥類の生息状況の把握に取り組んで参ります。

34	車を建設すればバードストライク等の事故発生は起り得る可能性があるので、モニタリングを十分にし、発生した場合の対処法を計画段階で設定すること。 バードストライクに対する有効な対処法が示されていない。	今後の調査結果を踏まえまして準備書においては、バードストライクに対する予測評価・環境保全措置の検討を行うとともに、必要に応じて事後調査の方法、発生した場合の対処方法について記載いたします。
35	日本の森林生態系の頂点に位置するイヌワシとクマタカ。現在の森林生態系のバランスを保つ為にはイヌワシ、クマタカの存在は大変重要です。住田ウインドファーム計画エリアはこのイヌワシ、クマタカの繁殖、行動圏となっている事がすでに確認されています。したがってこの計画は全面的に中止にするべきと危機感もって訴えたく意見書として提出いたします。	イヌワシ、クマタカの生息につきましては、有識者へのヒアリング等を行い既存の情報をより多く収集し今後の環境影響評価の手続きを通して、調査結果に基づく予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。
36	予定地すぐ近くにイヌワシ、クマタカ等の繁殖地があり、予定地は重要な狩場になっている。バードストライクも懸念されるので建設は反対である。他にもオオジシギの繁殖地である。渡り鳥の通過コースでもある。希少猛禽類の調査が5~7月に2回だけとはあきれて物が言えない。	イヌワシ、クマタカの生息につきましては、有識者へのヒアリング等を行い既存の情報をより多く収集し今後の環境影響評価の手続きを通して予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。 なお、猛禽類の調査につきましては、方法書に記載のとおり、毎月1回（3日間連続）の調査を2営巣期実施することを予定しております。
37	計画地はイヌワシの複数のペアがかなりの頻度で飛来、主要な採餌場所でもある。この中には営巣地も在る。上記同様計画画の中にはクマタカの複数ペアの営巣地でもある。 以上のことから本計画に反対します。	イヌワシ、クマタカの生息につきましては、有識者へのヒアリング等を行い既存の情報をより多く収集し今後の環境影響評価の手続きを通して、調査結果に基づく予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。
38	大股川流域は、イヌワシやクマタカの繁殖・行動圏として位置付けられており、この地域の山上・稜線に巨大な風車を林立させることは、生息に対して、重大なインパクトを与えることになります。この地域（大股流域）では、津付ダム建設事業と、それに伴う国道の付け替え事業がおこなわれており、工事の影響が懸念されています。これまでにも、これらの事業に際しての環境調査として猛禽類の調査が頻繁に行われていますが、今回の事業はそれらに拍車をかけることになり、新たな調査は、新たな「観察圧」となることは明白です。	イヌワシ、クマタカの生息につきましては、最新の研究知見も踏まえ今後の環境影響評価の手続きを通して、調査結果に基づく予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。 また、「観察圧」についても十分に留意して、柔軟な現地調査体制で調査に臨みます。
39	北上高地は、日本国内においてイヌワシ最大の生息地となっています。釜石の風力が発電機における国内初のハードストライクをきちんと検証しない限り、再発することは否めません。貴社の計画予定地の周辺にはイヌワシの営巣地が数箇所、他に同じ国内希少種のクマタカの営巣地も数々あります。計画予定地エリアはこれらイヌワシ、クマタカの重要な行動圏で、風力発電の計画そのものが無謀なことです。岩手県にはイヌワシの保護研究所に携わる多くの方がボランティアで県内各地のイヌワシのモニタリング調査を行っています。貴社の計画エリアについても詳細に生息エリアが把握されています。アセスによる短期調査ではどうてい行動圏を把握できるものではありません。既存調査においても、国道付け替えに伴う環境影響調査、津付ダム工事に伴う環境影響調査、東北電力送電線新設に伴う環境影響調査と数多くの調査が行われています。それら既存調査を把握検証しても、それ以上のデータ集積があります。よって貴社が計画する当エリアについては、イヌワシをクマタカなど国内希少種の生息エリアについては、計画以前に風力発電の設置はできないと認識するべきです。	イヌワシ、クマタカの生息につきましては、有識者へのヒアリング等を行い既存の情報をより多く収集し今後の環境影響評価の手続きを通して、調査結果に基づく予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。 バードストライクにつきましても、最新の研究や知見も踏まえ、予測評価・環境保全措置の検討を行います。

40	<p>岩手県では山地（牧野）に設置された風車で天然記念物のイヌワシが衝突死しましたが原因の解明もなく責任の所在も明確にされているとはいえない。天然記念物を破壊した責任は風車ではなく風車を設置した企業であり関係する人間です。処罰されたことも聞かないし、風車を撤去したとも聞いていません。「岩手はイヌワシ大国」と言われてきましたが生息地がダムや大規模林道、高圧送電線など人間優先の事業で改変され続け、いまや「イヌワシを追いやる岩手県」と言われるような実態と言わざるを得ません。風車の設置で生息地の喪失や環境の変化による強制移動や追い出し、棲み処を奪うなど一羽の損失が個体群の存続に与える影響が大きい場所といえます。</p>	<p>バードストライクにつきましては、最新の研究や知見も踏まえ、予測評価・環境保全措置の検討を行います。</p>
41	<p>設置計画地は、春秋、野鳥の渡りの中継地でありハクチヨウ類やマガ、オオヒシクイ、シジュウカラガ、コノハズク、アカショウビン、などの渡りのルートになっています。猛禽類だけではなく、モーションスミア現象、上昇気流不足、視界不良などから激突死の恐れがある場所です。</p>	<p>ご意見いただいた渡り鳥の情報も考慮し、現地調査を実施し予測評価してまいります。</p>
42	<p>建設道路になる林道沿いには絶滅が危ぶまれている貴重な植物、両生類、昆虫なども生息。低層音建設機器を使用してもイヌワシの生息阻害はダム建設などでも実証済みです。</p>	<p>建設用の道路に関する土地の改変による植物、両生類、昆虫などへの影響についても、現地調査を実施し予測評価してまいります。また、イヌワシの生息につきましては、有識者へのヒアリング等を行い既存の情報をより多く収集し今後の環境影響評価の手続きを通して、調査結果に基づく予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。</p>
43	<p>建設地では森林を伐採する山地がありますが、草地が拡大することは、農作物や森林被害が広がっている「ホンシュウジカ」の増幅を招き、小動物を餌にする猛禽類を呼び寄せ、バードストライクで死に追いやるという悪循環が予想されます。猛禽類が増えて近づくのではなく餌不足でやつと種を維持している状態だと言われる彼らを低地域から呼び寄せてしまう危険があることを認識してください。</p>	<p>土地の改変による環境の変化が生態系に与える影響についても、予測評価し、必要に応じて環境保全措置の検討もする予定です。</p>
44	<p>希少猛禽類の生息が確認され、渡り鳥のルートとなっている。これらの野鳥のバードストライク、生息激減、絶滅が危惧される。既に、日本においてもオオワシ、オオジロワシ、イヌワシなどの大型鳥のバードストライクが多く報告されており、岩手県釜石市においては、国の天然記念物で絶滅危惧種のイヌワシのバードストライクが確認されている。</p>	<p>イヌワシ、クマタカの生息につきましては、有識者へのヒアリング等を行い既存の情報をより多く収集し今後の環境影響評価の手続きを通して予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。また、渡り鳥についても今後の環境影響評価の手続きを通して予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。</p>
45	<p>対象事業実施区域（以下「計画区域」という）の周辺には、国の天然記念物であるイヌワシが2～3つがい生息している。これらのイヌワシにとって、計画区域は採餌等重要な行動をとる場所になっている。一方、岩手県釜石で㈱ユーラスエナジーホールディングスが運営する風力発電施設において、イヌワシの衝突死事例があるが、このケースでは風車建設後に十数km離れた営巣地から採餌のために飛来するようになった可能性が指摘されている。これらのことから、本件はイヌワシの生息に大きな影響を与えることが容易に考えられるため、風力発電施設の建設には不適切な場所であり、計画区域の位置を他の地域に変更するなど、見直しを行うべきである。</p>	<p>イヌワシ、クマタカの生息につきましては、いただいた本意見の情報や有識者へのヒアリング等を行い既存の情報をより多く収集し今後の環境影響評価の手続きを通して、調査結果に基づく予測評価及び環境保全措置等の検討を行ってまいります。</p>

46	夜間調査の実施について 計画区域において、適切な時期に一般鳥類と同じ回数の夜間鳥類調査を実施し、夜行性鳥類の有無など必要な情報把握に努めること。	鳥類の夜間調査につきましては、一般鳥類および渡り鳥調査と同時に実施し、夜行性鳥類や夜間の渡りの把握を行います。
47	昼夜関係なく運転する風力発電施設は、人知れず夜間に飛ぶフクロウ類、ヤマシギ、オオジシギ、サギ類なども落とすことになると思う。夜間にしか行動しない鳥類の調査も実施しないと、正しい予測・評価が出来ない。	鳥類の夜間調査につきましては、一般鳥類および渡り鳥調査と同時に実施し、夜行性鳥類や夜間の渡りの把握を行います。
48	調査範囲について 鳥類の調査範囲について、計画区域周辺には行動圏の広いイヌワシの生息が確認されていることから、希少猛禽類の生息状況に関しては計画区域周辺 10 km程度まで、渡り鳥に関しては計画区域周辺 5 km程度の範囲まで把握できるように、調査範囲に見直すべきである。	希少猛禽類および渡り鳥の調査範囲につきましては、有識者ヒアリング等を通して、より具体的な当該地域の情報を把握し、生息状況を十分に把握できるように配慮してまいります。
49	調査期間について 鳥類の調査期間については、「春夏秋冬の4季の実施とする」と記されているが、具体的には春の渡り時期、繁殖期、秋の渡り時期、越冬期などと表現し、少なくとも年に5期分は調査を行うこと。また、計画区域周辺でどのような鳥類が繁殖、越冬、春秋の渡りを行っているか、その全容を掴むためには、単年度調査では不十分であり、各年により変動があることを踏まえ、少なくとも2年以上継続して調査を実施すること。	鳥類の調査時期の位置づけおよび表現につきましては、ご意見を踏まえて整理させて頂きます。また、調査期間等に関するご指摘につきましても、今後の調査計画立案において参考とさせて頂きます。
50	希少猛禽類の生息状況に関する調査期間について イヌワシについては、なわばりを持たない若鳥やペアが入れ替わり、なわばりの外に出た放浪成鳥などの出現の可能性があることや、繁殖状況に年変動があることを踏まえ、少なくとも3年以上継続して調査を実施すること。なお、調査は1回を3日間とし、月2回以上は行う事。特に猛禽類の風車へのバードストライクは、天候不良時に起きやすい事が知られていることから、好天時、悪天候時の行動様式についても、別途、調査を実施すること。	猛禽類に関する調査につきましては、頂戴したご意見も参考とさせていただき、地域の有識者へのヒアリングを行い、既存の情報を活用しながら、調査頻度を検討して、現地調査体制を構築します。
51	鳥類の渡りの時の移動経路に関する調査時期について 鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、渡りの時期の幅が広いことから、特に秋季調査については8月中旬～11月中旬とするなど、十分な配慮が必要である。さらに、渡り時期に出現する鳥種は、短期間中でも大きいことから、各調査は、少なくとも2週間に1回（1回につき3日間）程度実施すること。	ご指摘いただきました調査実施時期および調査頻度につきまして、今後の調査計画立案において参考とさせて頂きます。
52	ラインセンサス調査について 鳥類に関するラインセンサス法での調査については、各調査においては確認種数が飽和するよう、1回の調査につき4回以上のセンサスを実施すること。または、スポットセンサス法を用いることを検討すること。	ラインセンサス法につきましては、時間帯による変動を把握するため、1日に複数回実施することを想定しております。また、スポットセンサスを用いるかどうかについても、検討いたします。
53	空間飛翔調査について 空間飛翔調査では飛行高度の計測を行う必要があるが、飛翔高度を正確に把握するため、高度がわかるレーザー距離計を用いること。	飛翔高度を把握するためにレーザー距離計を使用すべきとのご提案については検討しますが、基本は、地形及び風況観測ポール等の目標物を参考に記録をとる予定です。
54	飛翔軌跡調査について 希少猛禽類の生息状況調査においては、全ての希少猛禽類に対して飛翔軌跡の記録を行い、計画区域およびその周辺も含めて利用状況を把握すること。また飛翔軌跡調査では飛行高度の計測を行い、飛翔高を正確に把握するため、高度がわかるレーザー距離計を用いること。	飛翔軌跡の記録はご意見のとおり予定しています。また、飛翔高度を把握するためにレーザー距離計を使用すべきとのご提案については検討しますが、基本は、地形及び風況観測ポール等の目標物を参考に記録をとる予定です。

55	<p>レーダー調査の利用について 鳥類の渡り時期の移動経路に関する調査については、計画区域および周辺の地形、植生、社会的状況が許す範囲で、昼夜間のレーダー調査を実施すること。場合によっては、樹冠部をやや超える高さのやぐらを設置するなどして、レーダー調査を実施すること。</p>	レーダー調査の実施につきましては、当計画地での有効性を考慮した上で必要であれば、レーダーを利用したいと考えております。
56	<p>営巣木確認調査について 営巣木確認調査を実施し、提示の踏査ルートや定点だけではなく、風車建設や道路拡幅に伴って樹木が伐採される予定地域も調査対象とすること。</p>	任意調査につきましては、直接的な改変が行われる範囲は、全域を踏査することを想定しております。
57	<p>予測基本的な手法について 鳥類の衝突の可能性に関しては、環境省による手引きに掲載されているものだけでなく、専門家に意見聴取するなどして最新の予測モデルを用い、衝突確率を評価すること。</p>	基本的には、公に認められている手法として、環境省手引きに掲載されている手法により評価させていただきます。
58	<p>予測基本的な手法について 衝突だけでなく、風車の建設による騒音、生息地破壊および忌避効果が生み出す生息地の消失や放棄が、計画区域および周辺の鳥類に生息に与える影響（例えば、個体数の減少や生存率の低下など）の有無や程度についても予測を行うこと。</p>	動物、植物、生態系の予測評価につきましては、事業による直接的な影響だけではなく、周辺への間接的な影響についても、出来る限り考慮したものといたします。
59	<p>予測基本的な手法について 希少種の分布または生息環境の改変の程度を予測する方法が、方法書に詳細に記載されていない。についてはどのような手法を用いて予測を行うか、具体的に記載すべきである。 なお、その際に引用した文献などについても記載すべきであること。</p>	現地で希少種が確認され、当該地域が重要な生息地であると想定された場合には、その種の特性に合わせて、分布や当該地域の利用状況を把握するための詳細調査や予測評価手法を別途検討することを想定しております。これらの内容につきましては、引用文献も含め、準備書に記載いたします。
60	<p>方法書では、「事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により保全についての配慮が適正になされているかを評価する」とあるが、「回避」とは影響を避ける為の建設を中止するか、計画地を変更することを指し、実行可能な範囲での「回避」とは「低減」のことには他ならず、このような誤解を招く表現は避けるべきである。さらに、鳥類をはじめ野鳥生物の生息に著しい影響が予測される場所、最善の保全対策として「回避(建設を中止する)」を行うことも明記すること。</p>	「事業者により実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により保全についての配慮が適正になされているかを評価する」との表現につきましては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 第十二条2】に従っております。
61	<p>大鉢森山から蛇山にかけての一帯は、全国的にも希少な蛇紋岩地帯として知られており、特異な植物層が報告されてきた地域です。この地域を、風車を建設するために重機が踏み荒らすこととは悲しむべきことです。</p>	頂いた情報も考慮し、当該地域の地形・地質面での特性も理解した上で、植物相の把握をし予測評価を実施してまいります。
62	<p>意見：本事業地に生息する鳥類に対する影響が大きすぎる。野生生物への影響について調査方法、予測、評価の方法に問題が多い。環境省の手引きに即した調査、解析、予測、評価を行い、地元に精通するものから意見を聞くこと。希少猛禽類の調査は難しいので岩手県に主導してもらうこと。鳥類の専門家の助言を良く聞くこと。鳥類と生態系への影響について専門の検討委員会を設置しないと、客観的な判断が出来ない。 理由：鳥類の風力発電施設への衝突事故は国内でも多く発生し、有効な対策は見出せておらず、バードストライク等、動植物・生態系への影響を調査・予測する手法についても、現時点で知見が十分に得られているとは言えない。必要に応じて専門家の助言を受けて適切な範囲を設定すること等により、できる限り客観的かつ科学的な検討を行う必要がある。不十分な調査は事業者の都合の</p>	現地調査の実施に当たっては、ご指摘の点に留意し、国、岩手県による意見の他にも有識者へのヒアリング等を実施し、より計画地の状況に即した現地調査となるよう反映させてまいります。

	<p>良い結果を導くことになりかねない。風力発電施設の場合、野鳥とコウモリの衝突事故も避けがたい問題である。財団法人日本野鳥の会による「日本における鳥類の風力発電施設への衝突事故死の発見事例」には長崎県五島市（福江島）の五島岐宿風力発電研究所で希少猛禽類のミサゴの事故死の例が記載されている。貴社も出資されている第三セクターの風力発電施設のようです。</p> <p>上記、野鳥の会がまとめた資料によれば鳥類の衝突事故発見事例の殆どは研究者の調査によるものであり、風力発電事業者の事後調査の不十分さを示すとともに、発見事例は氷山の一角に過ぎないことを示している。</p> <p>釜石の風力発電施設の事業では、検討委員会によりチェックしたにもかかわらずイヌワシの衝突事故が起こってしまった。すでに環境省によってイヌワシ、クマタカの生息地であることが示されている当事業地では、それ以上の調査、解析、検討が必要だが、生息地とわかつていて事業をやろうというのは、それ自体が希少野生生物の保全を軽視している。</p> <p>イヌワシ、クマタカの調査については、事業者主体で実施することは無理ではないか。環境省の手引きでは、調査項目として猛禽類の行動圏に関する調査を実施することが望ましいとしており、本事業は事業地の範囲が広いため、関係するイヌワシ、クマタカの生息地を確認するだけでもかなりの時間がかかってしまう。したがって、事業地周辺の希少猛禽類の情報を把握している岩手県の主導で調査をやるのが、もっとも確実なのではないだろうか。猛禽類の行動は日による変動が非常に大きく、また時に通常の行動圏を外れて大きく遠出することもある。幼鳥の分散や放浪個体の出現もある。それらを十分カバーできるだけの調査日数が確保できているかと言えば、方法書の日数では足りない。</p> <p>当事業地とのその周辺で、生息する鳥類、一時的に通過する鳥類は非常に多種にわたる。当事業地がある岩手県内で生息が知られている猛禽類のうち環境省のレッドデータ指定されているのは、ミサゴ（環境省カテゴリー準絶滅危惧）、ハチクマ（準絶滅危惧）、オジロワシ（同絶滅危惧 IB類）、オオワシ（同絶滅危惧 II類）、オオタカ（準絶滅危惧）、ハイタカ（準絶滅危惧）、サシバ（絶滅危惧 II類）、クマタカ（絶滅危惧 IB類）、イヌワシ（絶滅危惧 IB類）、ハヤブサ（絶滅危惧 II類）である。上記のすべての種が当事業地に飛来し衝突する危険性がある。上記の種以外の猛禽類としては、トビ、ノスリ、チョウゲンボウ、コチョウゲンボウ、ハイイロチュウヒなどが当事業地に飛来する可能性がある。このうち、ノスリは特に多く、当事業地なら一日に何羽も風車にぶつかるぐらいで、高原の牧草地などを利用する。</p>	
63	<p>オジロワシも三陸沿岸と北上流域も同種の主要な生息地であり、当事業地に餌となるニホンジカが生息していることから、衝突の可能性がある。本事業で新たな道路が建設されると、緑化された法面などシカの餌場になったり、道路が移動経路になったりする可能性がある。結果として、事業地にオジロワシを誘引することになりかねない。ニホンジカを餌とし得る猛禽類は、オジロワシの他にイヌワシ、オオワシが考えられる。</p>	ご指摘を頂いた内容についても検討し、土地の改変による生態系の変化についても、予測評価を実施いたします。

64	<p>小鳥の渡についても影響が評価できるような調査を専門家の指導の下で行うこと。</p> <p>事業地周辺は夏から秋にかけての小鳥類の渡りの経路になっている可能性がある。方法書では渡りの調査はガン、カモなど中、大型の鳥を対象としているが、小鳥類についても調査が必要である。高原の灌木が多く生える場所では、晩夏から秋の渡りの時期に非常に多くの小鳥類が見られるので集中的に調査をしないと渡りの実態が把握できない。小鳥類の渡り調査は日中の一般的な定点観察やルートセンサスでは把握が難しいので、山階鳥類研究所など専門の研究機関に相談すること。小鳥類の渡りの生態は未知のことが多く、多くの小鳥は夜間に行動するので一般的のアセス会社やコンサルタントでは無理だと思う。環境省の手引きには夜間調査の方法についても記述がある。巨大な風車群は壁のように立ちはだかり、渡りの障壁となるのではないかと心配される。</p> <p>風力発電施設と自然環境保全に関する研究会（環境省主催）議事録中にも、岩手の風力発電施設では、「霧の夜に小鳥がけっこう当たっているのがわかつております。コウモリも当たっています。」「数から言えば小鳥が圧倒的に当たっていると思います。」との発言がある。鳥類の専門家の発言なので、そのとおりだと思う。</p> <p>希少種であろうと無かろうと、ここに生息する殆どの鳥類を叩き落とし続ける可能性があるというのは、事業としてやってはいけないのではないかと思う。時速300kmを超える高速で回転する設備が、多数野外にむき出しで設置されること自体に無理があるのではないかと思う。</p>	<p>いただいた情報も考慮し、鳥類の渡りの調査および予測評価を実施してまいります。</p> <p>また、生態系の観点からは、希少種以外の動植物についても調査及び予測評価の対象と致します。</p>
65	<p>意見：コウモリへの影響もあると思います。コウモリによる高空の利用状況調査、捕獲調査、ねぐら調査、事後調査を行ってください。専門家の意見を仰いでください。方法書の調査内容では、何もわからないと思います。</p> <p>理由：最近、コウモリの衝突事故が報告されるようになりましたが、海外ではかなり前から報告されていたようです。コウモリは衝突しなくとも風車の回転による気圧の低下で死亡するそうです。事業地周辺のコウモリ類の生息についてはわかっていることなど殆ど無いと思いますので、調査についてはコウモリの専門家とよく相談してください。</p> <p>民間団体の「コウモリの会」では平成24年に環境大臣宛に提出した要望書で、科学的なコウモリの調査方法を検討することを求めていた。同会が求める調査手法は、高空の利用状況調査、捕獲調査、ねぐら調査、事後調査の4項目である。</p> <p>方法書に書かれている超音波音声によるコウモリの種判別は確立していないため、音声分析だけではコウモリ相の確認は出来ないことも指摘されている。では何もわからないのではないかでしょうか。コウモリにはレッドリストに記載されている種も多いので、慎重な検討が必要だと思います。</p> <p>方法書第4章、動物調査の手法、哺乳類・バットディテクター調査の頃には、ねぐらの可能性があるところを自動車や徒歩で移動し、バットディテクターを用いて生息を確認するとありますが、ねぐらで寝ているコウモリが音波出すのかという疑問もあります。この方法で生息を確認するのは難しいし、コウモリの種がまったくわかりません。</p>	<p>当該地域におけるコウモリ類の生息状況につきましては、有識者へのヒアリングも実施し、現地調査と合せて把握に努めて参ります。</p>

## 5. 景観

No	意見の概要	当社の見解
66	意見：景観の予測・評価に航空灯の影響も加えること。 理由：星座の森を謳う種山ヶ原である。風力発電設備の先端に着けられている航空灯は夜間遠方からでも明確に視認できる。暗所で瞳孔が開いた状態で視野に入る航空灯の明るさは非常に辛く感じる。ゆえに天体の観察には著しく障害になり、種山ヶ原は天体の観察地としての価値を失う。そのことを、自然とのふれあいの場の項目で評価すること。	いただいた情報も考慮し、人とふれあいの活動の場の調査及び予測評価を実施して参ります。
67	景色面から 設置計画場所は、国指定名勝ともなっている景観の優れた「種山ヶ原」に隣接している場所であり、風力発電機の大規模な設置により、景観を著しく壊します。	本方法書におきましても、「種山ヶ原」が景観資源であることを認識し、景観の予測評価の対象と位置付けています。事業計画の検討におきましては、景観面につきましても十分な検討をして参ります。

